

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年五月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年三月三十一日奈良県指令建第九六一二三三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年四月二十五日建第八六七七号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年四月二十五日建第五一八五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

五條市二見一丁目一五四番一並びに二見四丁目一五〇番一の一部及び一五〇番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市備後東八丁目八番三三号

前坊勲治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 五條市二見四丁目一五〇番一及び一五〇番二の各一部

一 許可番号

平成二十八年三月二日奈良県指令建第九六一一八一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年四月二十五日建第八六七八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市柳本町二一四三番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市柳本町二一四三番七号

藤森直之